

2021年6月28日

各位



信託業務の兼営認可取得について

～「遺言代用信託（代理出金機能付）」取扱開始（7月26日予定）～



株式会社池田泉州銀行（頭取 CEO 鶴川 淳）は、2021年6月28日（月）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条に基づき、信託業務の兼営認可を取得しました。

本認可取得を受け、本体業務として遺言代用信託「あんしん百年信託」の取扱いを2021年7月26日（月）に開始する予定です。人生100年時代を迎え、高齢化が進展し資産承継や財産管理のニーズが高まる中、本商品取扱いにより、相続発生時にご家族が必要な資金を簡単な手続きで受け取ることが出来る「遺言代用機能」及び、認知症による判断能力低下時への備え、特殊詐欺などへの対策として、財産管理を信頼できる代理人に任せることが出来る「代理出金機能」を提供することが出来ます。

当行はこれまで信託代理店業務を通して、信託商品・サービスを提供しておりますが、今回の認可取得により自行商品をラインナップに加えることで提案力をいっそう高め、お客さまのニーズにお応えしていくとともに、地域の課題解決に貢献してまいります。

記

■取扱商品の概要

商品名	あんしん百年信託
サービス内容 (コース設定)	<p>■のこすコース・・・円滑な資産承継をご希望の方へ</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続発生時に簡単なお手続きで、信託された資金をあらかじめ指定したお受取人さまが受け取ることが出来ます。 <p>■ゆだねるコース・・・認知症、特殊詐欺対策などをお考えの方へ (「ゆだねるコース」は、「のこすコース」に付加することが出来るサービスです)</p> <ul style="list-style-type: none"> 信託された資金の一部解約など、財産管理の一部を信頼できる代理人さまに任せることが出来ます。 認知症になったとしても、信託された資金はあらかじめ指定した代理人さまが引出すことが出来ます(医療・介護費等のお支払い、定期的な生活費のお支払い)。 お引出しの状況を代理人さま以外の方が確認する、「みまもり機能」もご利用可能です。
取扱店	全店舗(東京支店、ダイレクト支店、インターネット支店を除く)

(お取扱い内容の詳細は、改めて店頭、ホームページでご案内いたします)

以上

当行はプレスリリースに関連するSDGs 17のゴールのアイコンを掲載しております。

